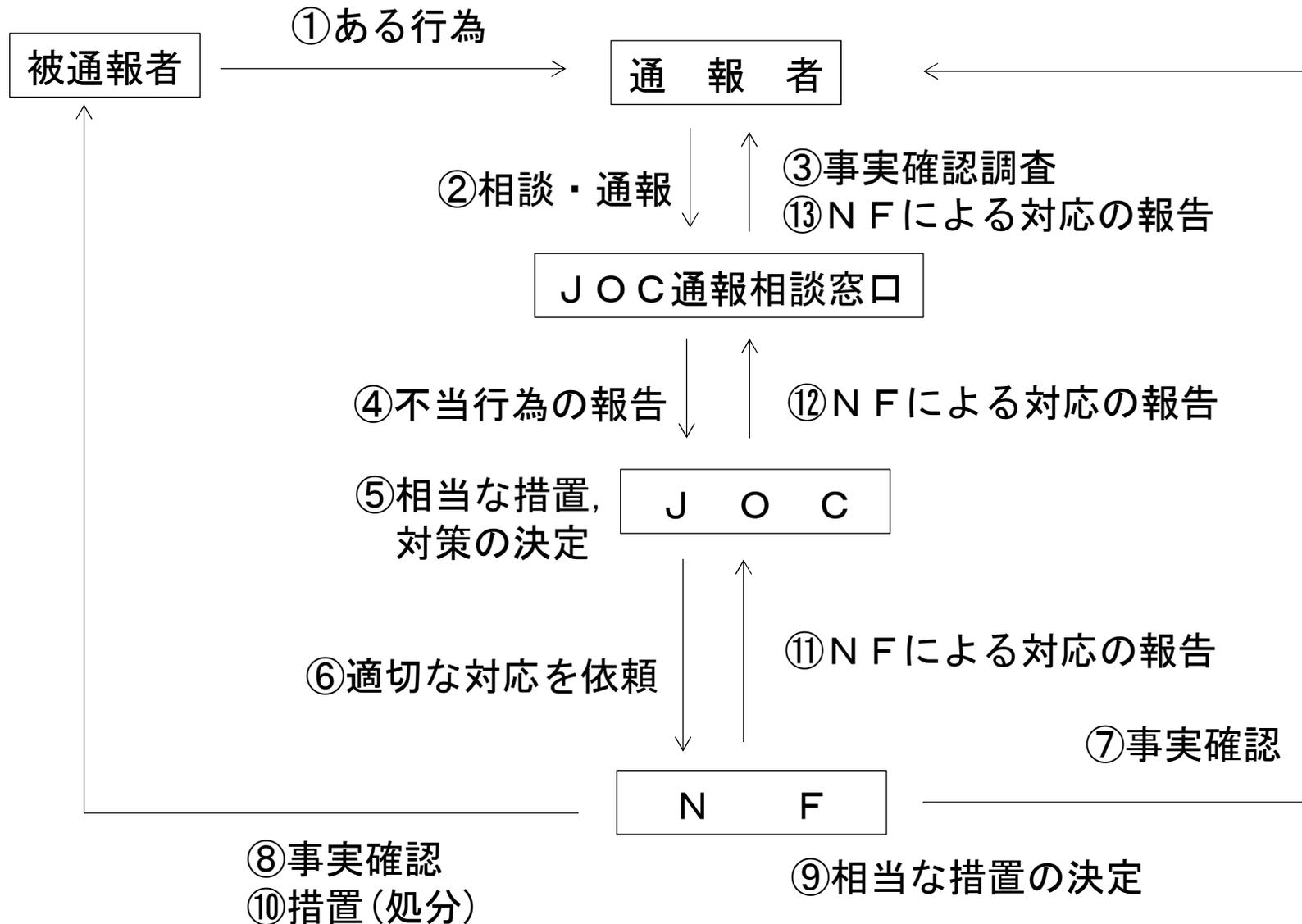


JOC通報相談窓口運用スキーム

参考資料9
(青木委員提出資料)



公益財団法人日本オリンピック委員会通報相談処理規程

第1条 この規程は、公益財団法人日本オリンピック委員会（以下「本会」という。）定款第3条及び第4条に規定する目的、事業の遂行のため、スポーツを行う者の権利利益を保護し、公正な環境の下でスポーツに親しむ機会を確保し、スポーツの場における暴力行為を含むパワーハラスメント、セクシャルハラスメント、その他の組織的または個人的な不当な行為等の早期発見と是正及び再発の防止に努めることを目的とする。

第2条 不当行為等の通報相談を受け付けるため、弁護士による通報相談窓口を設置し、スポーツの場に関連する事例に応じる。

第3条 通報相談窓口の利用方法は、電話、FAX、電子メール、書面、面会とする。

2. 本会は、通報相談窓口の連絡先をホームページ等に掲載する等し、その周知徹底を図るものとする。
3. 通報相談窓口では、利用者の秘密保持に配慮の上、利用者の氏名、連絡先、通報相談内容を把握するとともに、利用者に対する不利益な取扱いがなされないよう取り進めることを説明する。
4. 通報相談窓口を利用するものは、通報相談内容に係る事実について、行為者の氏名及び行為の事実を明らかにし、事実が確実にあると信じるに足りる相当な根拠を示して行うよう努める。
5. 通報相談窓口に対する通報等が匿名であっても、通報相談内容等が事実であると信じるに足りる相当な根拠が示される場合については、通報等に準じて調査の実施及び調査結果に基づく措置を講じる。
6. 通報相談窓口は、利用者の連絡先が確保出来ないこと等によって、本規程に定める事実関係の調査、その他の責務を遂げることに著しい支障を来たす場合にはその責務を免除されるものとする。

第4条 通報相談窓口の利用者は、本会が認定するオリンピック強化指定選手、本会が委嘱する強化スタッフ、本会並びに本会加盟団体の役職員及び、これらのいずれかに該当した者で、その地位・身分でなくなってから2年を経過しない者とする。

第5条 通報相談窓口で対応する事項は、本会（本会役職員並びに本会の事業に従事するその他の者を含む。）及び本会加盟団体についての法令違反またはそれに準じる反社会的行為とする。但し、個人の職務外の法令違反等行為並びに、私怨、誹謗中傷、不平不満に関するものは除く。

2. 前項による反社会的行為には、暴力行為（直接的暴力、暴言、脅迫、威圧等）を含み、パワーハラスメント、セクシャルハラスメントをも含む。
3. 本会加盟団体に通報窓口等が設置されており、十分に対応出来得る案件と判断される場合及び、検討の結果、本会として事実調査に取り組みないと判断した場合は、その旨理由を付して利用者に通知する。
4. 前項により、本会加盟団体に対応を求めた場合は、本会は当該本会加盟団体に対して、その結果報告を求める。
5. 通報相談窓口へ寄せられた通報対象事項の事実調査に携わる者は、善良な管理者の注意をもって、通報等に関する事実を秘密として厳正に管理保持する。
6. 通報相談窓口へ寄せられた全ての通報対象事項は、会長、副会長、専務理事、総務委員長、選強本部長、コンプライアンス専門部会各部会員のみが把握する。

第6条 通報相談窓口では、必要に応じて本会事務局職員やコンプライアンス専門部会委員その他に支援を依頼することが出来る。

2. 前項により支援要請を受けた者は、調査に関する事務を遂行するにあたっては、通報等に関する事実を秘密として保持しなければならない。

第7条 通報相談窓口は事実調査にあたり、利用者の秘密を守り、遅滞なく、必要かつ相当と認められる方法で調査を行う。

2. 前項による調査中は、調査の進捗状況について適宜、被通報者や当該調査に協力した者等の信用、名誉及びプライバシー等に配慮の上、通報相談窓口利用者に通知するとともに、調査結果についても、可及的速やかに取りまとめ、遅滞なく通知する。

第8条 本会は、通報等された事項の事実関係の調査に際して協力を求められた場合には、通報相談窓口に協力する。

2. 本会は、通報等された事項の事実関係の調査に際して本会加盟団体への協力が求められた場合には、当該本会加盟団体に対し通報相談窓口への協力を要請する。

第9条 通報相談窓口は、調査の結果、不当行為等が明らかになった場合には、本会コンプライアンス専門部会に報告する。

2. 本会は、前項による調査結果を受け必要と認めた場合には、理事会等での審議を経て、速やかに相当な是正措置その他適切な措置及び再発防止対策を講じる。
3. 本会は、是正措置完了後、被通報者や当該調査に協力した者等の信用、名誉及びプライバシー等に配慮の上、速やかに通報相談窓口利用者に対し、是正結果を遅滞なく通知する。

第10条 本会は、通報相談窓口利用者が通報相談窓口を利用したことを理由として不利益な取扱いを行ってはならない。

2. 本会は、通報相談窓口利用者が通報相談窓口を利用したことを理由として不利益に取扱われないように適切な措置を執り、もしくは本会加盟団体にこれを取らせるものとする。
3. 本会は、通報相談窓口利用者に対し不利益な取扱いや嫌がらせ等を行なった者が居た場合は、本会所定の規則に従って相当な処分を科す。

第11条 本会及び本規程に定める業務に携わる者は、通報相談窓口に寄せられた内容及び調査で得られた個人情報等を正当な理由なく開示してはならない。但し、規程に基づく各種措置を講ずるにあたり、必要最小限の範囲で開示しなければならない場合については、この限りではない。

2. 本会は、正当な理由なく個人情報を開示した者に対し、本会所定の規則に従って相当な処分を科す。

第12条 本会は、通報等処理終了後、再発していないか、是正措置及び再発防止対策が十分に機能しているかを確認するとともに、必要に応じ、通報相談窓口の仕組みの改善や、新たな是正措置及び再発防止策を講じることに努めるものとする。

2. 本会は、通報相談窓口利用者に対し、利用したことを理由として不利益な取扱いや嫌がらせが行われていないかを確認する等、通報相談窓口利用者保護に係る十分なフォローアップに努めるものとする。

第13条 本会は、通報相談窓口の利用について、調査の結果、通報等対象事項に事実があり措置を執った時は、通報相談窓口利用者及び被通報者や当該調査に協力した者等の秘密保持に十分に配慮しつつ、当該通報等の内容、調査の結果及び措置の内容について公表するものとする。

第14条 本規程は、理事会の決議により変更することが出来る。

附則 本規程は、平成25年3月19日から施行する。

公益財団法人日本オリンピック委員会通報相談窓口利用案内

1. 目的

スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、国民の権利であることがスポーツ基本法にも明記されている。公益財団法人日本オリンピック委員会（以下「JOC」という。）では、スポーツを行う者の権利利益を保護し、公正な環境の下でスポーツに親しむ機会を確保するために、JOC通報相談窓口を設置し、スポーツの場における暴力行為を含むパワーハラスメント、セクシャルハラスメント、その他の組織的または個人的な不当な行為等の早期発見と是正、再発の防止に努め、もってスポーツの真の健全な発展を図ることを目的とする。

2. 通報相談窓口を利用出来る者

通報相談窓口の利用者は、本会が認定するオリンピック強化指定選手、本会が委嘱する強化スタッフ、本会並びに本会加盟団体の役職員及び、これらのいずれかに該当した者で、その地位・身分でなくなってから2年を経過しない者とする。

3. 通報相談窓口

通報相談窓口を以下のとおり設置し、スポーツの場における不当な行為等に関する相談に応じる。

宏和法律事務所 飯田 隆（いいだ たかし）弁護士

<連絡先> 〒100-0005 千代田区丸の内3-4-2 新日石ビルディング9F
電話：03-3214-5419 FAX：03-3214-5421
電話対応時間：平日10時～18時 ※時間外は留守番電話での対応。
電子メール：iida.joc-madoguchi@kowa-law.com

※飯田弁護士不在の際は、上記事務所の他の弁護士が対応する場合あり。

4. 通報相談窓口では対応出来ない事項

- (1) 係争中のもの
- (2) 市区町村、都道府県、各種リーグ等内での活動に起因するもので、本会加盟団体が第三者的な立場となるもの
- (3) 被通報者が本会加盟団体の強化スタッフ、オリンピック強化指定選手等に関わらず学校等教育機関内でのもの

5. 通報対象事項の事実調査

- (1) 通報相談窓口は、事実調査にあたり、利用者の秘密を守り、特定されないよう十分に配慮の上、遅滞なく、必要かつ相当と認められる方法で調査を行う。
- (2) 前項による調査中は、調査の進捗状況について適宜、通報相談窓口利用者や当該調査に協力した者等の信用、名誉及びプライバシー等に配慮し、通報相談窓口利用者に通知する。
- (3) 調査結果は、可及的速やかに取りまとめ、遅滞なく通知する。

6. その他

上記の他、通報相談窓口の利用にあたっては、「公益財団法人日本オリンピック委員会通報相談処理規程」に基づく。

N F 通報相談窓口設置状況

平成25年9月2日現在

No.	団体名 *調査対象：59競技団体	【内部通報窓口設置状況／○：設置済 △：設置に向けて検討中 ×：なし（検討も含め）】			窓口	詳細内容及び特記事項等
		○	△	×		
1	(公財)日本陸上競技連盟	○			事務局	コンプライアンス委員会を設置し更に整備を進める。
2	(公財)日本水泳連盟	○			事務局長	倫理委員会として定期的に無記名による実態調査を行っている。
3	(公財)日本サッカー協会	○			事務局	
4	(公財)全日本スキー連盟	○			事務局	
5	(公財)日本テニス協会	○			常務理事会直轄 コンプライアンス室	セカハラ・パハラなどハラスメントに関する協会外相談窓口の設置も検討中。
6	(公社)日本ボート協会	○			法律事務所	※窓口：鈴木仁法律事務所
7	(公社)日本ホッケー協会		△			倫理規程に基づき、現在顧問弁護士と通報窓口設置を協議検討中。
8	(一社)日本ボクシング連盟		△			具体的な対応方法を含め検討中。
9	(公財)日本バレーボール協会	○			法律事務所	※窓口：中島経営法律事務所
10	(公財)日本体操協会	○			法律事務所	※窓口：みらい総合法律事務所
11	(公財)日本バスケットボール協会		△			JOC通報窓口利用案内対象者へ告知。独自の設置は検討中。総務部内でも対応。
12	(公財)日本スケート連盟	○			事務局	弁護士でもある理事が事務局と連携し対応。 問題が発生した場合は、外部委員による第3者委員会(特別委員会)で検討する。
13	(公財)日本アイスホッケー連盟		△		(法律事務所)	H25.10.1窓口開設予定(9月理事会で最終決定)
14	(公財)日本レスリング協会	○			倫理委員会	
15	(公財)日本セーリング連盟	○			法律事務所	※山本隆法律事務所
16	(一社)日本ウエイトリフティング協会		△			倫理委員会内への設置を検討中。
17	(公財)日本ハンドボール協会	○			事務局	メールでの受付。
18	(公財)日本自転車競技連盟		△			倫理委員会にて通報窓口設置を含め各種ハラスメントの防止策等についても検討予定。
19	(公財)日本ソフトテニス連盟		△		(事務局)	指導基本規程の作成と並行して設置予定
20	(公財)日本卓球協会	○			事務局	事務局を經由し協会顧問弁護士と対応を検討。
21	(公財)全日本軟式野球連盟	○			事務局	
22	(公財)日本相撲連盟	○			法令統治委員会 審議委員会	
23	(公社)日本馬術連盟	○			事務局	相談員及び補助相談員を男女各1名計4名を配置。必要に応じて弁護士2名を含む倫理委員会で審議。
24	(公社)日本フェンシング協会		△			倫理委員会内への設置を検討中。(細目立案中)
25	(公財)全日本柔道連盟	○			事務局	事務局倫理推進室、女子強化選手支援ステーション、内部通報制度、柔道目安箱を設置。
26	(公財)日本ソフトボール協会		△			具体的な対応方法を含め検討中。
27	(公財)日本バドミントン協会	○			事務局	
28	(公財)全日本弓道連盟		△			倫理委員会は設置済。窓口設置を専門家と検討中。
29	(公社)日本ライフル射撃協会	○			法律事務所	※窓口：日本法律事務所
30	(一財)全日本剣道連盟	○			事務局	
31	(公社)日本近代五種協会		△			倫理委員会が対応予定。
32	(公財)日本ラグビーフットボール協会	○			事務局 普及・育成部	相談事例の調査等については規律委員会にて対応する。
33	(公社)日本山岳協会			×		問題発生の場合は倫理委員会で検討する。
34	(公社)日本カヌー連盟	○			事務局	事務局の他、女性理事が担当。
35	(公社)全日本アーチェリー連盟	○			司法書士事務所 社会保険労務士	※窓口：A 川住忠雄司法書士事務所、B 社会保険労務士、C 事務局
36	(公財)全日本空手道連盟	○			事務局長	具体的な対応は倫理委員会が行う。
37	(公社)全日本銃剣道連盟		△			具体的な対応方法を含め検討中。
38	(社)日本クレイ射撃協会 ※資格留保中				-----	-----
39	(公財)全日本なぎなた連盟		△			安全対策委員にて検討中
40	(公財)全日本ボウリング協会		△			H25.6理事会で通報相談処理規程承認。H25.10.1の機構改革にあわせ窓口開設予定
41	(一社)日本ホップスレー・リュージュ・スケルトン連盟	○			コンプライアンス 倫理委員会	弁護士を含む委員会。専務理事が委員長。
42	(一財)全日本野球協会	○			日本野球連盟 日本学生野球協会	日本野球連盟並びに地区野球連盟(9地区)に設置。 日本学生野球強化本部並びに全日本大学野球連盟、日本高等学校野球連盟に設置。
43	(特非)日本スポーツ芸術協会				-----	-----
44	(公社)日本武術太極拳連盟		△			10月下旬の理事会でコンプライアンス推進に係る専門委員会を設置予定。
45	(公社)日本カーリング協会	○			コンプライアンス委員会	
46	(公社)日本トリアスロン連合	○			監事	
47	(公財)日本ゴルフ協会	○			専務理事	
48	(公社)日本スカッシュ協会	○			暴力根絶プロジェクト	
49	(社)日本ビリヤード協会			×		当面の間は事務局にて対応していく。将来的には検討する。
50	(公社)日本ボディビル・フィットネス連盟		△			コンプライアンス委員会に内部通報窓口を設置することを10月の理事会に付議予定。 構成は、弁護士(委員長)、監事、専務理事、常務理事、事務局長。
51	(公社)全日本テコンドー協会		△			倫理委員会で検討中
52	(公社)日本ダンススポーツ連盟	○			事務局	倫理相談室が対応。
53	(一社)日本バイアスロン連盟	○			事務局	競技に携わるほとんど全てが自衛隊関係者であることから隊内部で対応。
54	日本チェス協会			×		当面の間は事務局にて対応していく。将来的には検討する。
55	(一社)日本カバディ協会		△			当面の間は事務局にて対応していく。将来的には検討する。
56	(一社)日本セパタクロー協会		△		(事務局)	協会事務局に窓口を設置予定
57	(特非)日本クリケット協会		△			当面の間は事務局にて対応していく。
58	(社)日本アメリカンフットボール協会		△			弁護士である監事を窓口とし対応する仕組みを検討中。
59	(公社)日本チアリーディング協会			×		当面の間は事務局が連絡を受け倫理委員会にて対応していく。将来的には検討する。
60	(公社)日本オリエンテーリング協会	○			事務局	電話・メール等で受付後、倫理担当理事に速やかに通報。
61	(公社)日本パワーリフティング協会		△		(事務局)	
内部通報窓口設置状況件数：		33	22	4	*設置率：55.9%	